

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

- 【本題】マイナンバー制度の概要と企業年金業務への影響 ……………P1
 【コラム】確定給付企業年金における受給権の消滅時効について ……………P7

マイナンバー制度の概要と企業年金業務への影響

1. はじめに

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）が2013（平成25）年5月31日付で公布され、2016（平成28）年1月よりマイナンバーの行政利用が開始されます。これに先立ち、2015（平成27）年10月以降、個人番号が記載された通知カードが、住民票を有する全員に通知される予定です。

今回は、マイナンバー制度の概要と企業年金業務に与える影響について、これまでに判明している行政からの回答内容を踏まえて解説いたします。

なお、マイナンバー制度に関する専門用語については、6ページ（補足解説）をご参照ください。

2. マイナンバー制度の概要

(1) 導入の目的

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての国民に1人1つの個人番号（マイナンバー）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として、以下の効果が期待されています。

①行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、各行政機関で行っていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続が正確かつスムーズに行われるようになります。

②国民の利便性の向上

行政機関毎に保有している個人の情報が、同一人の情報であることの確認を行うことができるようになるため、行政機関、地方公共団体等の間で個人情報の照合・提供を行うことが可能になります。

これにより、社会保障給付の申請を行う際、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで、必要な情報を取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなります。

③公平・公正な社会の実現

国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細やかな支援が可能になります。

(2) 個人番号の利用範囲

個人番号（マイナンバー）の利用範囲は図表1のとおり定められており、これら以外の目的で個人番号を利用することは禁止されています。

企業年金業務では、**年金分野**および**税分野**で個人番号の利用が予定されています。厚生年金基金、確定給付企業年金（DB）および確定拠出年金（DC）については、上記利用範囲に含まれているものの、当面は年金分野での利用は見送られることとなりました。ただし、税分野においては、税務署へ提出する法定調書等に個人番号の記載が必要となります。

<図表1> 個人番号（マイナンバー）の利用範囲

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ・国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ・国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ・確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ・雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ・労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ・障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ・特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ・生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ・公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税 分 野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。	
災 害 対 策 分 野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 被災者台帳の作成に関する事務に利用。	

※上記のほか、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

(出典) 番号法（別表第一）等を基に、りそな銀行作成。

(3) 制度導入のスケジュール

① 2015（平成27）年10月以降

住民票を有する国民全員に対し、通知カードを本人宛て郵送することにより、個人番号を通知します。

② 2016（平成28）年1月以降

個人番号カードの交付が開始され、マイナンバーの利用が本格的に始まります。個人番号カードの申請は、市区町村宛に「交付申請書」および通知カードを提出することにより行います。その際、通知カードは返却することとなります。

<図表2> 「通知カード」および「個人番号カード」のイメージ



3. 企業年金業務への影響 ～ 税分野における法定調書等への個人番号の記載対応

マイナンバーの取扱事務は、行政機関等の業務に当該番号を利用する**個人番号利用事務**と、前述事務を実施するうえで補助的に扱う**個人番号関係事務**の2つに分類されます（図表3）。

＜図表3＞ 企業年金業務における個人情報利用事務と個人番号関係事務

	対象となる業務	実施時期
個人番号利用事務	年金・一時金給付の支給に関する事務で、主務省令で定められたもの（裁定時の本人確認、年金受給者の現況確認等が想定される）	主務省令が制定されないため当面見送り
個人番号関係事務	源泉徴収票および支払調書等の法定調書への個人番号の記載 など	2016（平成28）年1月以降の支払に係るものから実施

企業年金業務においては、年金分野での個人番号利用事務について主務省令で定めることが見送られたため、マイナンバー制度の運用が開始される2016（平成28）年1月時点での実施は当面見送りとなりました。

一方、税分野においては、行政等の個人番号利用事務を補完するための個人番号関係事務への対応が必要となります。具体的には、源泉徴収票や支払調書等の法定調書への個人番号の記載が2016（平成28）年1月以降の支払分より義務化されるため、給付裁定時等に受託機関等への個人番号の届出が必須となります。

(1) 適用対象者

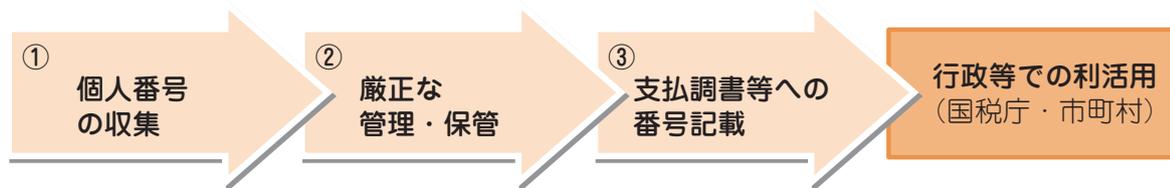
税分野における個人番号関係事務の適用対象者は、以下の通りです。基本的には、法定調書等を取扱うあらゆる民間企業等が対象となります。

- ・厚生年金基金
- ・確定給付企業年金（基金型、規約型）
- ・確定拠出年金（企業型）
- ・金融機関（企業年金業務の受託機関）
- ・その他、個人番号関係事務の全部または一部の委託を受ける者

(2) 具体的な作業内容

税分野における個人番号関係事務の作業の流れは、図表4の通りです。主に、①個人番号の収集、②厳正な管理・保管、および、③支払調書等への番号記載、の3つのステップに分かれます。

＜図表4＞ 税分野における個人番号関係事務の作業の流れ



① 個人番号の収集

- ・個人番号の「真正性」の確認（番号確認）および「正しい持ち主であること」の確認（身元確認）により、本人確認を実施します。
- ・個人番号の収集は、利用目的を明示した上で実施する必要があります。
- ＊目的外利用は認められないため、明示した以外の事務で使用の際は、再度個人番号を収集する必要があります。

◆ 実務上のポイント

- ・提示された個人番号が、その番号の正しい持ち主であるかの「身元確認」を実施します。
- ・ **本人確認 = 番号確認 + 身元確認 ※両方の条件を満たすことが必要**
- ・原則、対面での確認もしくは郵送書類での確認が求められます。

<主な確認方法>

- a) 個人番号カード（番号確認・身元確認の両方を満たす）
- b) 通知カード（番号確認） + 運転免許証等（身元確認）
- c) 住民票の写し（番号確認） + パスポート（身元確認）
- d) 住民票の写し（番号確認） + 「健康保険被保険者証十年金手帳」（身元確認）

※より詳細な確認方法に関しては、以下のホームページをご参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/sekoukisoku/26-4hk.pdf>

- ・ **2015（平成27）年10月以降（個人番号の通知後）に個人番号を収集することが可能**となります。ただし、収集した個人番号は個人番号関係事務で使用するため、後述する「②厳正な管理・保管」に記載している安全管理措置を講じる必要があります。

② 厳正な管理・保管

- ・「個人番号の漏洩、滅失または毀損の防止その他適切な管理」を行う観点から、**安全管理措置**を講じることが求められます。
- ・個人番号を含む「特定個人情報」は、**業務利用後に速やかに廃棄**することが求められます。

<安全管理措置の内容>

- a) 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
- b) 特定個人情報等の範囲の明確化
- c) 特定個人情報等を取り扱う従業員の明確化
- d) 安全管理措置に関する基本方針および取扱規程等の策定

◆ 実務上のポイント

安全管理措置の実行では、具体的に以下の対応等を実施する必要があります。

- ・資料保管庫の施錠、立入制限等の物理的な保護措置
- ・システムネットワークのファイアウォールの構築
- ・情報の暗号化対策等の技術的な保護措置
- ・情報管理者の設置管理体制整備、従業員への教育・研修など組織的保護措置

③ 支払調書等への番号記載

- ・ **2016（平成28）年1月以降の支払分より、支払調書等への「個人番号」の記載が義務化**されます。
- ・「扶養親族等申告書」には、本人以外に扶養対象者の個人番号の記載も必要です（厚生年金基金のみ）。
 - ※支払調書等には、個人番号のほかに、源泉徴収義務者の「法人番号」の記載も必要となります。
- ・対象となる法定調書等は、以下の通りです。

法定調書等	対象となる支払	記載する個人番号
公的年金等の源泉徴収票	年金支払翌年の1月、年金受給権消滅時	受給者および扶養親族
公的年金等の受給者の扶養親族申告書		
退職所得の源泉徴収票	退職所得の一時金支払	受給者
退職所得の受給に関する申告書		
生命保険契約等の一時金の支払調書	一時所得の一時金支払	受給者
非居住者に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書	非居住者への年金・一時金支払	受給者
退職手当金等受給者別支払調書		遺族、死亡退職者

◆ 実務上のポイント

(i) 2016（平成28）年1月以降の新規裁定者

・2016（平成28）年1月以降に「はじめて年金裁定を行う場合」または「一時金の支払を行う場合」は、給付裁定時に個人番号の収集・登録が必要になります。

(ii) 法施行日時点で年金を受給している者（既に裁定済の年金受給者等）

・2017（平成29）年1月末に税務署に提出する調書に記載が必要なため、遅くとも2016（平成28）年12月までに個人番号の収集・登録が必要になります。

(iii) 企業年金連合会を通じた個人番号の取得について

・厚生労働省は、企業年金（厚生年金基金、DB、企業型DC）において、基金および実施事業主が企業年金連合会を通じて源泉徴収事務に必要な個人番号を取得できるように措置することを検討しており、現在、内閣官房等と協議を行っています。この措置が実現すれば、基金および事業主における個人番号の収集手続が大幅に軽減されるものと考えられます。

<具体的な事務スキーム>

- ・従来から実施している本人確認情報の提供スキームに準じるもの
- ・企業年金連合会が、各企業年金からの個人番号収集業務の委託により、個人番号を各企業年金に送付するという方法を検討
- ・各企業年金が源泉徴収票等の作成事務を金融機関等に委託している場合は、企業年金連合会を通じて取得した個人番号を当該事務の受託機関に送付し、当該受託機関で源泉徴収票に記載するこ

※ 詳細に関しては、以下のホームページをご参照ください。

<http://www.pfa.or.jp/activity/mynumber/index.html>

なお、年金を受給している者およびその扶養家族の個人番号について、提供拒否または記載漏れ等の理由により収集できなかった場合の事務上の取扱いについては現在照会中です。

4. 結びにかえて

前述のとおり、税分野については、2015（平成27）年10月より個人番号の収集が開始され、2016（平成28）年1月から個人番号関係事務が開始されます。一方、企業年金分野における個人番号利用事務の実施は当面見送りとなりましたが、個人番号を利用することによる効果や利用するための準備等の状況を勘案して、今後利用開始される予定です。

企業年金分野において個人番号利用事務を実施することとなった場合、例えば、給付裁定時の本人確認や年金受給者の現況確認等で利用することが想定され、受給者側にたてば**添付書類の簡素化**、実施事業主側にたてば**現況確認の簡素化**など、各々の立場で利便性の向上を図ることが可能となります。

共通番号制度の導入に関しては、プライバシー、基本的人権の尊重、民主主義の観点から賛否両論があり、「マイナンバー制度の恩恵を受けるのは行政だけではないか」との意見もありますが、実際に利用事務を検証していくと、私たち国民一人ひとりにとっても利便性があることがわかります。

現時点で行政宛て照会中の事項など、今後、明らかにすべき点は多々ありますが、個人番号を利用する私たち一人ひとりが、マイナンバー制度についてより理解を深めていくことが肝要です。

<ご参考資料>

内閣官房：マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

国税庁特設サイト：社会保障・税番号制度について

<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

厚生労働省特設サイト：社会保障・税番号制度について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

特定個人情報保護委員会

<http://www.ppc.go.jp/index.html>

(年金信託部)

<補足解説>マイナンバー制度に関するキーワード

個人番号 (マイナンバー)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードから変換される12桁（数字）の番号（住民票を有する全員に1人1番号付番）。 ・原則、個人番号は生涯変わらない（漏洩など特別の事情を認められた場合に限り変更）。 ・2015（平成27）年10月以降、通知カードにて本人宛てに通知される。
通知カード	<ul style="list-style-type: none"> ・本人宛てに個人番号を通知するカード（氏名、住所、生年月日、性別が併せて記載） ・行政機関等の窓口で個人番号の提示を求められた際に利用可能。
個人番号カード	<ul style="list-style-type: none"> ・希望するものが、市区町村宛に申請することで交付される（2016（平成28）年1月以降）。 ・氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真が記載され、情報がICチップにも記録。 ・図書館利用や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できる。 ・ICチップにはその他総務省令で定める情報が記録される（個人認証の電子証明書情報等）。
特定個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法に規定する個人情報に、番号法に規定する個人番号を加えた情報。 ・死亡者は特定個人情報に含まれないが、死亡者の個人番号は保護措置が義務付け。 ・小規模事業者（5,000人以下の個人情報を取り扱う業者）にも、情報の安全管理措置を義務付け。 ・重大な過失による情報漏洩は、個人および所属法人の両者に罰則規定が適用。 ・情報漏洩等による罰則を、個人情報保護法等より強化。
特定個人情報保護 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護委員会が、評価対象者に対し、監視、監督、指導等を実施。 ・主な評価対象者は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①国の行政機関 ④地方公共団体情報システム機構 ②地方の行政機関 ⑤その他「情報提供ネットワークシステム」を利用する事業者 ③独立行政法人等 ・評価対象者は、保有する情報量に応じて、「基礎項目評価」「重点項目評価」「全項目評価」の評価書を作成し、委員会の審査・承認を受け、公表。 ・取扱情報が1,000人未満の場合、安全管理措置は必要だが、上記の評価作業は対象外。
個人番号利用事務	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等が、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務。 ・利用者は、主に行政機関・公的機関等に限定。 ・利用目的は「行政事務の効率化・透明化」「行政サービスの利便性向上」等とされており、番号法の別表第一に規定される事務に限定。 ・民間での利用については、法施行後3年（2018（平成30）年10月）を目途*に必要に応じて措置を講ずるものとされている。 ※個人番号の通知（2015（平成27）年10月）を法施行の起点日と規定。
個人番号関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等が個人番号利用事務を実施するにあたり、補助的に個人番号を扱う事務。 ・利用者は、主に民間の事業会社等。 ・法令上、事業者の努力規定が盛り込まれている。 ・民間の事業会社は、補助的な事務以外の目的で個人番号を利用することはできない。
情報提供ネット ワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・2017（平成29）年1月より順次利用開始の予定。 ・個人番号およびそこから変換される符号を「検索KEY」として、複数の機関に記録されている情報を照会、提供することができる。 ・行政機関等は、このシステムを介し、 <ul style="list-style-type: none"> ①必要な他の行政機関等の情報を照会・取得する。 ②他の行政機関等で必要とされた情報の照会に対し、情報を提供する。
マイ・ポータル (情報提供等記録 開示システム)	<ul style="list-style-type: none"> ・2017（平成29）年1月より順次利用開始の予定。 ・個人が、マイ・ポータルで利用できる主なサービスは、以下の4機能。 <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供記録表示：自分の特定個人情報を「いつ、誰が、なぜ」情報提供したのかを確認する機能。 ②自己情報表示：行政機関等が持っている自分の特定個人情報の内容を確認する機能。 ③プッシュ型サービス：行政機関等から1人1人に合った行政サービスを表示する機能。 ④ワンストップサービス：行政機関等への手続を一度で済ませる機能。

(出典) 各種法令等を基に、りそな銀行作成。

— りそなコラム —

確定給付企業年金における受給権の消滅時効について

第56回のテーマは、「確定給付企業年金（以下「DB」）における受給権の消滅時効」に関する、某信託銀行の企業年金部門の新人営業マン「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

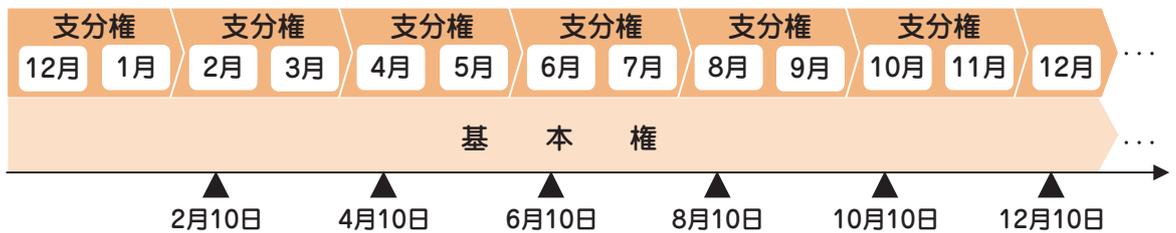
Aさん：昨日、DBを実施しているお客様より、「DB制度の受給権の時効について教えてほしい」というご照会があったのですが、恥ずかしながら即答することができませんでした。これを機に、DBにおける受給権の時効についてご教示いただけないでしょうか。

B課長：わかりました。それでは、まず、年金に関する時効制度を理解する上で重要なキーワードである「基本権」と「支分権」について解説します。まず、基本権と支分権の定義は、以下の通りです。

基本権	年金給付を受ける権利 (または年金給付を受ける地位にあることを主張する権利)
支分権	基本権に基づき、支払期月が到来したことにより支払われるべき各期の給付を受ける権利

例えば、年金の支払期月が「年6回（偶数月10日）払い」の場合の、基本権と支分権のイメージは、図1のとおりです。

<図1> 基本権と支分権（年6回（偶数月10日）払いの場合）



Aさん：なるほど、上記の場合、2月分および3月分の支分権が4月10日に支払われるということですね。まとめると、年金に関する支給要件を満たすことにより顕在化する「年金を受給する基本的な権利」が基本権であるのに対し、支分権は「基本権を有する間、具体的な金銭を受ける権利」ということでしょうか。

B課長：そういうことです。

B課長：それでは、本題に入りましょう。実は、DB法には、受給権の消滅時効に関する規定がありません。そこで、時効については、一般法である「民法」の規定が適用されることとなります。

Aさん：厚生労働省から発出された「規約型確定給付企業年金規約例」（平成19年7月12日事務連絡）の第18条（時効）によると、「受給権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用する。」となっていますが、それはこの理由からなんですね。

B課長：そのとおりです。次に、消滅時効の期間について説明します。年金給付の基本権についての時効は、民法第168条に定める「定期金債権」の消滅時効が適用され、これは、「第1回の弁済期から20年または最後の弁済期から10年を経過したとき」とされています。

確定給付企業年金における受給権の消滅時効について

Aさん：弁済期とは、具体的にいつを指すのでしょうか？

B課長：「**年金の支払日**」をさします。受給権取得時や支給開始時ではありませんので、注意が必要です。

Aさん：わかりました。

B課長：次に、年金給付の支分権の時効についてです。DBの年金給付の支給期月は、DB法第33条では「毎年一回以上定期的に支給するもの」と、DB法施行令第25条では「毎年一定の時期であること」が法定されています。そのため、民法第169条に定める「定期給付債権」の消滅時効が適用され、**各支払日から5年を経過したときに**、順次消滅するものとされています。

Aさん：わかりました。

B課長：最後に、一時金給付の受給権は、民法第167条に定める消滅時効が適用され、通常の金銭債権と同様に、いわゆる原則的な消滅時効の期間が適用され、**受給権を取得したときから10年を経過したときに**消滅するものとされています。

Aさん：消滅時効は、年金給付とは異なり、支払日ではなく「受給権を取得したとき」から10年を経過したとき、なんですね。

B課長：そのとおりです。年金と一時金では、時効の起算日が異なることに注意が必要です。

なお、時効期間を計算するときは、民法第140条に規定する「初日不算入」を適用して、年金の場合は「支払日の翌日」を、一時金の場合は「受給権を取得したときの翌日」を第一日として計算します。

Aさん：わかりました。ところで、上記の期間が経過したら、受給権は自動的に消滅するのでしょうか？

B課長：いいえ、違います。時効とは、時効期間が過ぎれば自然に成立するものではなく、時効によって利益を受ける者が、時効が成立したことを主張する必要があります。この時効が成立したことを主張することを「時効の援用」といいます。

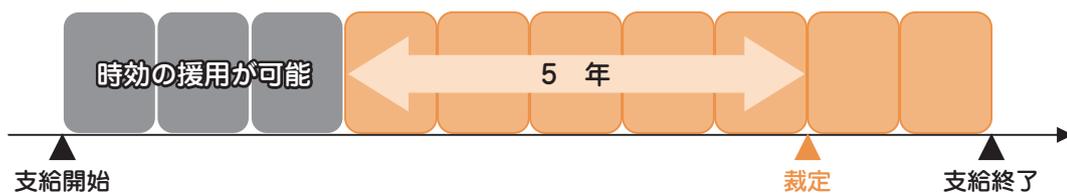
Aさん：なるほど。単に5年や10年が経過した時点で、自然に時効が成立するわけではないのですね。

B課長：なお、年金受給要件を満たした後、消滅時効の年数以上の期間を経てからはじめて裁定請求を行った場合、裁定で年金給付の基本権を認め、その時点で既に消滅時効を迎えている年金給付の支分権については、時効を援用することは問題ないとされています。

Aさん：具体例で説明してもらえますか？

B課長：例えば、10年確定年金の場合で、年金支給開始後5年以上経過したときに裁定請求を行った場合、5年以上前の年金給付の支分権については、時効を援用してもよいとされています（図2）。

<図2> 10年確定年金における時効の援用



Aさん：よくわかりました。今後、お客さまからご質問を受けた際に適切にご回答できるよう、説明いただいた内容を十分に復習したいと思います。

企業年金ノート No.563

平成27年3月 りそな銀行発行

 **りそな銀行**
RESONA

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>